

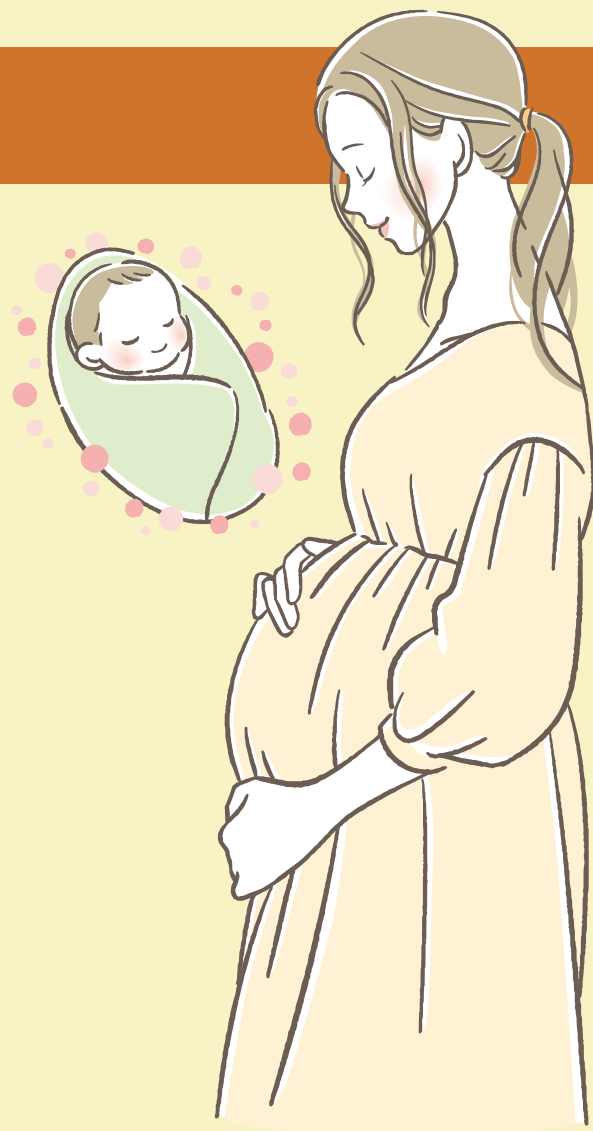
TOPICS

「八幡市」は子育て支援が充実

八幡市では国の制度に加えて、市独自の子育て支援も多数行われています。

出産時には

50万円
支給



※国民健康保険に加入している人が出産したとき（妊娠85日以上であれば死産・流産の場合も可）、出産育児一時金が支給されます。産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産した場合は488,000円。

※前の職場の健康保険（国民健康保険組合を除く）で1年以上被保険者本人だった場合、退職してから6か月以内に出産した人は、前の健康保険から出産育児一時金の支給を受けることができる場合があります。この場合は国保からは支給されません。

妊婦（産婦）の方に

5万円
支給

「こんにちは赤ちゃん訪問」や「乳幼児健診」等で保健師や助産師等との面談等が終了した、妊婦（産婦）の方に、こども一人当たり5万円の給付金を支給。

高校生が病院に行ったとき

医療費
自己負担

18歳の子どもの通院に係る医療費について、1か月、1医療機関につき自己負担200円。

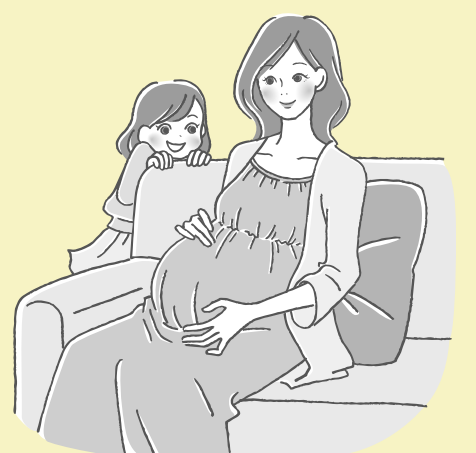
200円



第3子は

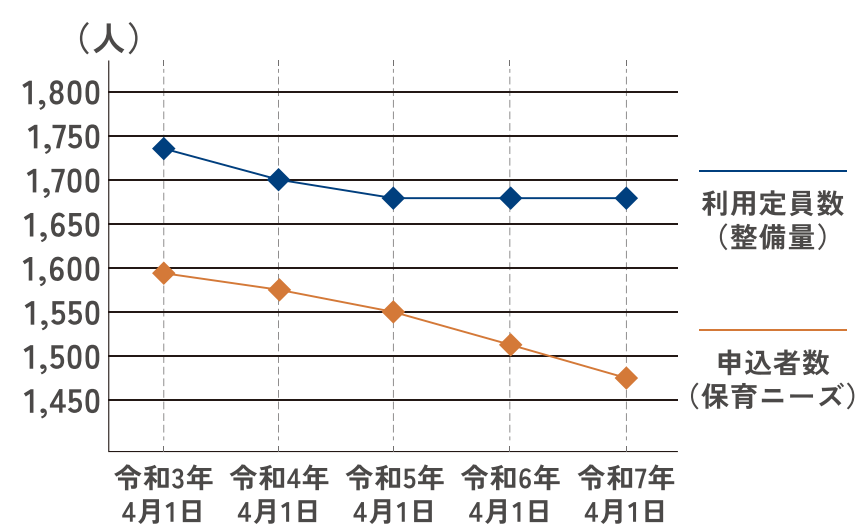
保育料無料

18歳未満の兄弟が2人以上いる場合、第3子以降は所得制限なく保育料無料。



待機児童はゼロ

令和6年度現在も待機児童はゼロを継続しています。



共働きのご家庭に
小学生の学童保育

放課後児童健全育成施設の開設時間は放課後から午後7時まで（日曜日と祝日は除く）。ただし、土曜日は午前8時から午後6時まで、春・夏・冬休み期間中は午前8時から午後7時まで。

休日に発熱して困ったら
休日応急診療所

開設日：日曜日、祝日、年末年始（12月31日から1月3日）
診療科目：内科・小児科
受付時間：午前11時30分から午後5時30分（診察は正午から）
場所：市役所北側 母子健康センター1階